

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第64回）議事録

1 日時 令和4年12月20日（火）9：30～10：25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、江崎 浩、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

三友 仁志（以上1名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、近藤 玲子（総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、
柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、
山口 真吾（電気通信技術システム課長）

（3）事務局

久保田 昌利（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

・議決案件

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」に
ついて

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

開 会

○森川部会長 皆様、おはようございます。いつもありがとうございます。ただいまから情報通信審議会 第64回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中8名全員の皆様方に御出席いただいております、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後、御発言をよろしくお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議決案件

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について

【令和4年6月21日付け諮問第1234号】

○森川部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は議決案件の1件となります。

諮問第1234号「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友専門委員から御説明をお願いいたします。それでは、三友先生、お願いできますか。

○三友専門委員 おはようございます。ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友でございます。

諮問第1234号「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について、ユニバーサルサービス政策委員会における調査検討の結果を御報告申し上げます。

まず、本件に係るこれまでの経緯について御説明いたします。本件は、本年6月21日に開催されました第61回電気通信事業政策部会の御審議の中で、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めることとされたものでございます。同月27日

には第29回ユニバーサルサービス政策委員会を開催し、ユニバーサルサービス政策委員会の下に、大橋委員を主査とする「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」を開催して、本件につきまして集中的な検討を行ってまいりました。本ワーキンググループにおきまして、事業者等のヒアリングや論点整理に係る議論等を積み重ね、取りまとめられた検討結果を踏まえ、今般、お手元の資料64-1-1のとおり、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」について、ユニバーサルサービス政策委員会の報告書を取りまとめました。

それでは、報告書の構成について御説明をいたします。資料64-1-1、表紙の次のページでございます目次を御覧いただきたいと思います。

「はじめに」におきましては、検討の経緯について御説明してございます。

第1章におきましては、本年6月17日に公布されました電気通信事業法の一部を改正する法律によって創設されたブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度の概要について説明をしております。

第2章から第8章では、法律から政令及び総務省令へ委任されている第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容などの事項につきまして、方向性などを取りまとめております。

「おわりに」におきましては、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、今後も本制度の在り方について、適時適切に議論を行っていくことが必要である、というふうに取りまとめてございます。

報告書の概要につきましては、資料の64-1-2にまとめておりますので、これに基づき、内容の詳細については事務局から説明をお願いします。

○柳迫事業政策課調査官　それでは、総務省事業政策課の柳迫より資料64-1-2、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 報告書概要」について御説明いたします。

1ページが目次でございます。2ページ以下が報告書の概要の中身でございますので、2ページを御覧ください。「1. 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の概要」でございます。令和4年の電気通信事業法改正により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されました。本ページはこの法律のポイントをまとめたスライドになります。

内容としましては、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスである第二号基

礎的電気通信役務に位置付け、具体的な第二号基礎的電気通信役務の範囲につきましては総務省令で定めることになっておりまして、これまで御議論いただきました。

ユニバーサルサービスの仕組みは、法律上、二階建ての構成になってございます。

(1) は、一階建て部分として、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律でございます。ユニバーサルサービスにつきましては、適切、公平かつ安定的な提供を確保する必要がございまして、法律上は、契約約款の届出義務、届出契約約款に基づく役務提供義務、技術基準適合維持義務等が課されてございます。ブロードバンドサービスにつきましては、現在、法人向けを中心に相対契約がなされているという実情がございまして、電話に関するユニバーサルサービス制度とは異なり、※2にございますように、特段の合意がある場合は相対契約が認められているところでございます。

(2) は、二階建て部分として、あまねく全国での第二号基礎的電気通信役務の提供を確保するため、支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者からの申請に基づき総務大臣が指定した第二種適格電気通信事業者に対して第二種交付金を交付する交付金制度を創設するというものでございます。

3 ページを御覧ください。ここからが政令、総務省令で今後定める事項についてまとめたものでございます。

まず、「2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲」でございます。第二号基礎的電気通信役務の範囲を検討するに当たりましては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的、安定的に利用する上で必要な手段となり得るもの、そういった観点で御議論いただきまして、(1) の第二号基礎的電気通信役務としましては、F T T H、C A T V (H F C方式) 及びこれらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)とすることが適当としてございます。この専用型とは、※6にございますとおり、固定通信サービス向けに専用の無線回線、例として地域BWAやローカル5G、こういったものを用いて提供するものとしてございます。

ただし、コロナ禍の中でテレワークを行うに当たりましては、特に集合住宅向けサービス等では、F T T Hを利用しようとしたときに、屋内配線の事情で速度が出ない場合や、急に利用したくてもF T T Hですと工事が必要となり直ちに利用することが難しい場合もございまして、そういった中でワイヤレス固定ブロードバンドが普及しつつあるところでございます。

実際に、携帯電話事業者が携帯電話の周波数を用いたワイヤレス固定ブロードバンドを提供しているということで、そのようなサービスにつきましては、2ポツ目のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）と整理してございます。定義は※7にございまして、固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するものと記載してございます。このワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱いにつきましては、先ほどの専用型との違いとして、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があるため、そういった課題をしっかりと踏まえた上で、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当としてございます。

また、ブロードバンド基盤ワーキンググループの議論の中では、電話については、メタル回線を撤去したようなエリアでは、NTT東日本・西日本が携帯電話事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定電話を提供可能とするNTT法の改正が行われたところでございますけれど、ブロードバンドについては、現在、NTT法の自己設置設備要件がある中で、NTT東日本・西日本からワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供可能とする検討について要望がございました。このNTT法の自己設置設備要件との関係も含めまして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供について検討を深めることが必要としているところでございます。

(2) が、卸電気通信役務が提供されている場合の扱いでございます。電話に関するユニバーサルサービスとブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの違いとして、電話については、設備の設置主体とサービスの提供主体が基本的には同一でございますが、ブロードバンドサービスにつきましては、FTTHのサービス卸のように、設備の設置主体とサービスの提供主体が異なり、卸電気通信役務の提供を受けた卸先事業者が利用者に役務を提供するようなケースが増えてきてございます。実際、NTT東日本・西日本については、FTTH契約のうち7割がサービス卸契約となっている実態がございまして、そういった中で、役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するというところがポイントになってございます。

今回の整理としましては、1ポツ目でございますとおり、卸先事業者が提供する役務につきましても、第二号基礎的電気通信役務に含めることが適当としてございます。

また、2ポツ目では、卸先事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するためには、卸元事業者が提供する卸役務自体の適切、公平

かつ安定的な提供の確保が必要ということで、こちらにつきましても第二号基礎的電気通信役務に含めることが適当としてございます。

4ページを御覧ください。「3. 事業者規律の在り方」でございます。(1)が契約約款の届出義務の適用範囲でございます。第二号基礎的電気通信役務の適切性、公平性を確保するため、契約約款の届出義務が課されますが、先ほどの整理にございますとおり、卸先事業者が提供する役務を第二号基礎的電気通信役務と整理しますと、この契約約款の届出義務の対象事業者数が全体で1,200者程度になります。実際の運用を考えますと、なかなか現実的でないという面もございまして、一定の線引きが必要ではないかという御議論がございました。

そういった中での今回の整理としましては、契約約款の届出義務の対象としましては、第二種交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者又は第二号基礎的電気通信役務に係る契約数が30万を超える事業者とすることが適当としてございます。「30万」の根拠につきましては、※の10にございますとおり、契約数30万を超える事業者が20数者ございますけど、この20数者の全体の契約数というのが、全ての事業者の契約数の約8割をカバーする水準ということで、この水準でどうかというものでございます。契約約款の届出がなされた場合は、行政が能動的なチェックを行うのですが、約款の届出義務が課されない契約数30万以下の事業者につきましても、問題があれば、※11にございますとおり、報告徴収を行って、業務改善命令により必要な是正を行うことが可能としてございます。

(2)が技術基準でございまして、第二号基礎的電気通信役務の安定性を確保するためのものでございます。ポイントは1ポツ目にございますとおり、卸先事業者が提供する役務を第二号基礎的電気通信役務に含める場合、技術基準適合維持義務等をどう整理するかというものでございます。NTT東日本・西日本のサービス卸のように単純再販型の卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務については、卸元事業者から卸先事業者へ提供する役務と卸先事業者がエンドユーザーへ提供する役務というのが基本的には一致しているということで、卸元事業者は、卸先事業者が提供する役務が第二号基礎的電気通信役務として提供されていることが分かる状況でございます。その場合、卸元事業者に必要な技術基準適合維持義務等が適用されれば、卸先事業者の提供する役務の安定性が確保されるため、卸先事業者に対しては、技術基準適合維持義務等は適用しないことが適当としてございます。

2 ポツ目は、加入光ファイバの接続事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務に係る技術基準適合維持義務等の扱いでございます。この場合、設備を貸し出す側はあくまで素材の提供となるため、接続事業者がそれを使って第二号基礎的電気通信役務を提供するのか、それ以外のサービスを提供するのかが把握できないという状況でございます。この点が先ほどの単純再販型の卸電気通信役務との違いでございますので、このような接続型の場合につきましては、他者設備である加入光ファイバを含む第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な全ての設備に技術基準適合維持義務等が適用されることが必要であるため、他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用することが適当としてございます。

3 ポツ目が速度基準でございまして、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、名目速度下り30Mbps以上とすることが適当としてございます。

4 ポツ目では、CATV（HFC方式）については、技術的に上りの通信速度の担保が難しいという課題がございますので、上りの通信速度を担保するための基準としまして、ITU規格であるDOCSIS3.0以降に準拠することが適当としてございます。

（3）が不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表でございます。こちらは、後ほど御説明します支援区域の中で特別支援区域というものがございます。特別支援区域は未整備地域の解消や民設民営への移行促進等が求められている地域でございますので、その進捗状況を把握するために、特別支援区域に係る第二種適格電気通信事業者の指定の要件としましては、特別支援区域における電気通信回線設備の整備と第二号基礎的電気通信役務の提供確保に関する計画の策定・公表を求めることが適当としてございます。

5 ページを御覧ください。「4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方」でございます。

（1）が支援区域の指定単位でございます。法定事項として、支援区域は、一般支援区域と特別支援区域に区分されます。それぞれの指定要件が資料の表のとおりでございます。一般支援区域は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域、特別支援区域は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域又は地理的条件等により第二号基礎的電気通信役務の提供確保が著しく困難と見込まれる地域として、それぞれ①の要件がございまして、②の共通する要件としては、第二号基礎的電気通信役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域

であることが要件になってございます。この共通する「1者以下の提供」の地域というところがポイントでございまして、競争中立性等の観点から、「1者以下の提供」の地域を第二種交付金により支援することとなっており、複数事業者が提供している地域は第二種交付金支援の対象ではないということになります。この場合、支援区域の地理的単位をどう設定するかが課題でございまして。都道府県単位や市町村単位などで指定を行った場合、そもそも「1者以下の提供」の地域がなくなってしまう懸念もございまして、きめ細やかな支援を可能とするために、支援区域を「町字単位」で指定することが適当としてございます。

(2) が一般支援区域の指定要件、(3) が特別支援区域の指定要件でございまして、6ページのグラフを御覧ください。縦軸が各町字単位での1回線当たりの第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額、横軸が全国の町字でございまして、右から順番に1回線当たり費用の額が高い順に町字を並べてございます。

一般支援区域は、1回線当たり費用の額が青色の横点線を超える【A】に該当する部分で「1者以下の提供」の地域です。青色の横点線の水準をどう考えるかについて、今回の整理では、1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当としてございます。

特別支援区域につきましては、まず、モデル上の大幅な赤字地域を特定するのですが、こちらにつきましては、上の茶色の横点線を超える【B】に該当する部分でございまして。茶色の横点線の水準をどう設定するかがポイントではありますが、1回線当たり費用の額を算定するに当たって、今後、標準モデルを構築する必要があるがございまして、この茶色の横点線の水準によって第二種交付金の額に与える影響が大きいというところもございまして、この水準については、標準モデルの構築状況を踏まえて検討することが適当としてございます。

ただし、この1回線当たり費用の額も一定の標準モデルに基づいて計算することにはなりますが、全ての地理的な特性を反映することは現実的に困難でございまして。特別支援区域には副次的な政策目的として、未整備地域の解消と公設地域の民設移行がございまして。実際に標準モデルで算定した結果、未整備地域や公設地域は、グラフ上の【A】に該当する赤字の地域に存在する可能性も想定されます。これは、グラフ上の【C】に該当する部分ですが、これを特別支援区域に位置付けるため、特別支援区域の要件である①の、「又は」以降の「地理的条件等により第二号基礎的電気通信役務の提供確保が

著しく困難と見込まれる地域」としてグラフ上の【C】に該当する部分を読んでいこうというものでございます。

7ページを御覧ください。「5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件」でございます。実際に第二種適格電気通信事業者が支援を受けるためには(1)と(2)の2つの要件を満たす必要がございます。(1)が、電気通信回線設備の規模でございます。電話に関するユニバーサルサービス制度ですと、NTT東日本・西日本は、電電公社の時代に100%の世帯カバーを達成しておりまして、民営化後の競争の進展によって内部相互補助が困難になり、役務提供の維持が難しくなった状況を踏まえ、赤字の一部を補填する制度が発動しましたが、電話は基本的には世帯カバーが100%であることが前提でございました。他方で、ブロードバンドの整備、例えば光ファイバですと、直近の数字でも99.7%の世帯カバーとなっており、依然として未整備のエリアがあるというところが電話との大きな違いでございます。そういった中で、第二種交付金による支援を進めていくためには、一般支援区域、特別支援区域、それぞれの電気通信回線設備の規模も、一定程度現実的な整備を進めていくという観点から考えていく必要がございました。

そういった中で、一般支援区域につきましては、※15にございますとおり、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査を踏まえますと、区域ごとの電気通信回線設備の規模が50%以上である町字が大体90%以上を占めているということで、当面50%超を基準としまして、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適当としてございます。特別支援区域につきましては、特に未整備地域の解消等が求められる地域であるということもございますので、当初は、区域内に設置する電気通信回線設備の規模の割合の基準を10%超としまして、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引上げを継続的に検討することが適当としてございます。

また、2ポツ目でございますとおり、不採算地域では公設民営方式で第二号基礎的電気通信役務が提供される場合がございます。これは自治体で光ファイバを整備して、それをIRU（破棄しえない使用权）契約という形で事業者が借りてサービスを提供するという形態ですが、このようなIRU契約に基づき借りた電気通信回線設備につきましても、先ほどの電気通信回線設備の規模の割合にカウントすることが適当としてございます。

3ポツ目につきましては、民設民営への移行を促す観点から、公設民営で提供される

電気通信回線設備は、第二種交付金による支援の対象外とすることが適当としてございます。

(2) が役務の継続提供期間でございます。こちらにつきましては、短期間で撤退するような事業者を支援する必要は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえまして、役務の継続提供期間の要件は、第二種適格電気通信事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当としてございます。

8 ページが「6. 第二種交付金の在り方」でございます。

(1) が費用算定の対象設備等でございます。1 ポツ目において、設備管理部門の対象設備につきましては、維持費用の大きさに鑑みまして、アクセス回線設備と離島における海底ケーブルを基本とすることが適当としてございます。

2 ポツ目において、設備利用部門の原価につきましては、第二号基礎的電気通信役務の提供に最小限必要なものに限定すべきということで、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当としてございます。

(2) が費用の算定方法でございます。1 ポツ目では、第二種交付金の費用算定に当たっては、第二種適格電気通信事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当としてございます。

2 ポツ目では、①他の役務と共用している設備、例として通信事業と放送事業とで共用している設備等、②他事業者と共用している設備、例として他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等、こういったものについては、適切なコストドライバに基づき費用配賦することが必要としてございます。

また、3 ポツ目では、ユニバーサルサービス制度による交付金と設備構築・更新等への補助金や、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料又は卸料金の収入、こういったものが二重の支援とならないように留意することが必要としております。

これらを踏まえまして、費用算定につきましては、今後の第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑みまして、標準モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当としてございます。

9 ページが、(3) 支援区域ごとの支援対象設備の範囲でございます。一般支援区域については、法律上、前年度の第二号基礎的電気通信役務の赤字額が第二種交付金額の上限となっていることから、支援対象となる電気通信回線設備の範囲に関係なく、第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字の場合に限定して

支援するというものでございます。

その一方で、特別支援区域については、法律上、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字の事業者であっても第二種交付金の交付を受けることができます。この場合、特別支援区域につきましては、副次的な政策目的として、未整備地域の解消や民設移行を促進するというものがございまして、黒字の第二種適格電気通信事業者については、特別支援区域指定後に新規整備された電気通信回線設備や民設民営に移行した電気通信回線設備に限定して支援することが適当としてございます。

他方で、既整備の電気通信回線設備につきましては、自らの経営判断で整備したり、実際にこれまでも内部相互補助で維持してきたりという実態がございまして、そういったものについて、黒字の事業者については支援の対象外としているところでございます。

10ページを御覧ください。(4) 交付金算定の考え方でございます。補填対象部分の考え方としましては、ベンチマーク方式と収入費用方式の2つがございまして、1ポツ目においては、資料に記載の左側の図にございまして一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式をまず採用することが適当ではないかとしており、これは地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するために導入するという考え方に基づいたものでございます。このベンチマーク方式を原則として考えてございます。

他方で、例外としまして、2ポツ目において、資料に記載の右側の図にございまして費用と収入の差額を補填対象とする収入費用方式を認めるものでございますけれども、特別支援区域の副次的な目的である未整備地域の解消や民設移行の促進の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備、民設民営へ移行された電気通信回線設備を例外的にモデルによって算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な検討をすることが適当としてございます。

11ページが、「7. 第二種負担金の在り方」でございまして、(1)の負担事業者の範囲と(2)の第二種負担金の額の割合の上限につきましては、今後政令で定めていく内容でございまして。

(1)の負担事業者の範囲につきましては、電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ整理となりますが、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とすることが適当としてございます。

(2)の第二種負担金の額の割合の上限も同様の整理でございまして、前年度の電気

通信事業収益の3%とすることが適当としてございます。

(3) 卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収についてでございます。こちらにつきましても、支援機関の事務負担の軽減、制度の簡素化の観点から、支援機関は卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当としてございます。

12ページを御覧ください。(4) 第二種負担金の算定単位でございます。電話に関するユニバーサルサービス制度の場合は、1番号当たりの単価に毎月の稼働番号数を乗じた額を徴収するという運用が行われておりますけれども、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度につきましては、第二種負担金の額は、回線単価に負担事業者ごとの毎月の回線数を乗じた額を徴収することが適当としてございます。

(5) が専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いでございます。1ポツ目において、専用役務や閉域網通信については、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、こうした役務を提供する事業者は第二号基礎的電気通信役務の提供確保による受益が想定されないことから第二種負担金の算定の対象としないことが適当としてございます。

また、2ポツ目においては、IoT端末との通信に用いるサービスについては、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、例外的に一部インターネットに接続するものはございますが、データ量が小さいものが多いと想定されることに鑑みまして、当面の対応として、第二種負担金の算定の対象としないことが適当としてございます。

13ページを御覧ください。「8. 利用者等への周知の在り方」でございます。1ポツ目において、利用者等への周知につきましては、まず、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当としてございます。また、2ポツ目において、負担事業者が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法につきましては、電話に関するユニバーサルサービス制度においては、「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」がございましたので、これらを参考にすることが考えられるとしてございます。

また、3ポツ目において、ブロードバンドサービス提供事業者に対する周知としましては、自分たちが負担事業者の要件や範囲に該当しているのかを認識していただく必要がございますので、負担事業者の要件・範囲につきましては、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当としてございます。

以上が報告書の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○森川部会長 三友先生、柳迫調査官、本当にありがとうございました。

それでは、皆様方、ただいまいただいた御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等がございましたら、チャット機能にてお知らせいただけますか。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員 熊谷でございます。

○森川部会長 では、熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員 ありがとうございます。ユニバーサルサービスの設計に当たっては、競争中立性、技術中立性を確保しながら、不採算地域におけるサービスを効率的に維持することが重要であると考えます。今回の報告書は、この点を踏まえてよく練られた内容となっておりますので、基本的に賛成いたします。

そのことを申し上げた上で、一つお尋ねしたい件がございます。今回、制度の対象となるブロードバンドについては、都市部では競争が激しい一方で、採算が厳しい地方では、未整備地域や地方自治体による公設公営、公設民営による地域も残っています。また、公設の施設の維持費用については、今回創設されるユニバーサルサービス交付金の対象になっておりません。

そこでお伺いしたいのが、現時点で未整備地域や公設地域はどの程度残っているのか。また、そのような地域に対する支援にどのように取り組むのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森川部会長 それでは、お願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 熊谷先生、御意見、御質問ありがとうございます。光ファイバの未整備地域については、2022年3月末の見込みの数字になりますが、約17万世帯が残っております。また、公設地域の光ファイバの利用可能世帯がどのくらいあるかという点ですが、これは現時点の一定の仮定を置いた推計になりますけれど、最低でも150万世帯以上残っていると思います。総務省では、補助金によりまして未整備地域の解消や、通信速度の向上を伴う設備更新に合わせた公設から民設への移行促進を進めているところでございます。

今後は、新たに導入されるブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の交付金により維持費用が支援されることによって、未整備地域の解消や民設移行が加速されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○熊谷委員 御説明ありがとうございます。よく分かりました。未整備地域や公設地域の現状、今後の見通し等について、対象地域の自治体や住民はもちろんのこと、交付金の原資を最終的に負担する利用者に対しても分かりやすく伝えることが肝要だと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、江崎先生、お願いいたします。

○江崎委員 どうもありがとうございます。2点ほど。まず、今回のユニバーサルサービスの技術基準の対象が、第二種適格電気通信事業者だけではなくて、かつ契約数が30万以下という小さな事業者も対象にするということは非常にすばらしい意思決定だと思いますし、電話に関するユニバーサルサービス制度と同じように、有線を必須とせず無線の整備というところまで入れている点は非常に評価できる、非常に現実的な方向性になっていると思います。

もう一つ、今後の対応としても考えられていると思いますが、不採算地域ではなくて未整備地域への対応という中には、多分、都市部等においても、特に集合住宅の中のケアは今回の議論の対象外。つまり、例えばマンションみたいなところの一括契約でマンション内の配線が非常に古いという場合に、ブロードバンドのサービスができないという状況は御認識されていると思いますが、これは次の検討課題として少し留意する必要があるのではないかと。つまり、無線環境があるにしても、実際使う環境としての有線環境というのは非常にアップデートが難しいというような環境に関するところというのは、我々も業界と少し検討しようとしていますけれども、一つの議論をすべき点になるのではないかと思います。

最後は、契約数というところを考えた場合に、先ほどのマンションも同じになりますけれども、集合体として、これはビルだったり、あるいはマンションだったりというのが1契約で複数のユーザーを、多数のユーザーを収容しているという場合の回線数というのが補償の対象に非常に関係するということにおいては、この回線数の定義というのは、集合組織としての一体契約というところをどうカウントするのかというのが少し関係するだろうと思います。これに関しては、ちょうどIPネットワーク設備委員会のほうで、これは事故報告ですね、サービスの品質低下あるいは障害に対する対応のところ、ユーザー数あるいは回線数というところをどう定義するかというのは、今ちょう

ど議論を始めるところになっていますので、この辺り、総務省さんの中で回線数の定義をどうするかというのは少し情報共有していただいで進めていただければ、調和の取れた、整合性の取れた回線数の定義になるんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○森川部会長 江崎先生、ありがとうございます。よろしいですね。

それでは、岡田先生、お願いいたします。

○岡田部会長代理 ありがとうございます。私からは、技術中立性と競争中立性という観点からコメントをさせていただきたいと思います。

今後のブロードバンド基盤の在り方については、ネットワークのイノベーションに配慮した政策スタンスとして技術中立性が重要であるという点がワーキンググループ等の議論の中で繰り返し指摘されてきたところです。そもそも技術中立性が求められる理由は何かといいますと、多様なネットワーク技術への投資インセンティブを阻害しないようにすることであると思います。とりわけ、総務省さんにおいても、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略という観点から、多様なネットワーク関連技術への研究開発の促進が強くうたわれているところです。

今回の諮問では、第二号基礎的電気通信役務の範囲として、固定ブロードバンドにとどまらず、地域BWAやローカル5Gといった専用型のワイヤレス固定ブロードバンドを含むものと提言されています。この点は、有線ブロードバンドに限定した枠組みでユニバーサルサービスを位置づけてきたこれまでの議論のスタンスを踏み越えたものとして大変高く評価できるものと思っております。

一方で、交付金の対象となる過疎化した限界集落とも言えるようなエリアでは、今後の人口動態であるとか、ネットワークの利用形態に非常に大きな不確実性が伴っているといった点もいろいろ議論されてきたところです。そのため、多様なネットワーク技術を利用して世帯カバー率を高めていくことが強く期待されているということも強調しておきたいと思います。

こうした観点から、極度に不採算な地域については、無線等の代替的な技術を利用するといった点も含めて、柔軟に世帯カバー率を高めていくような施策が検討される必要があると思っております。今回の報告書では、ワイヤレス固定ブロードバンドの中でも、携帯電話等の無線回線を利用する共用型についても引き続き検討を深めることが適当とされているということですが、無線技術の急速な進化を考慮すると、基礎的電気通信役

務の範囲については、設備の変更等の可能性も含めて継続的に検討していくことが強く求められていると思っています。

ただし、これまで日本では、ブロードバンド基盤が競争的環境の下で普及してきたという経緯にも注意しなければならないと思います。競争中立性という観点についても取りまとめで言及されているところですが、この点は、日本の非常に高いブロードバンドの普及率が実現した基本的背景として忘れてならないと思います。そうしますと、技術中立性というイノベーションに基づく競争を通じてネットワークの変化を促していくことも重要である一方、競争中立性という観点から考えていくことも求められます。今般は交付金の対象は1者以下の提供地域のみを対象とされているわけですが、この方針自身はもちろん競争中立性という観点から妥当であると思うのですが、今後、技術環境の変化が予想される中で、競争中立という考え方と技術中立という考え方の原則が矛盾しないように整合性を保っていくことのために、非常に難しいかじ取りを求められているということも念頭に置くべきと考えているところです。

すみません、長いコメントになりましたが、私からは以上です。

- 森川部会長 岡田先生、コメントありがとうございます。事務局、よろしいですか。
- 柳迫事業政策課調査官 岡田先生、コメントありがとうございます。岡田先生のおっしゃるとおり、技術の進化や人口動態の変化、こういった環境変化に制度がしっかりと柔軟に対応できるよう適時適切に制度を見直していく必要がございます。今回の報告書の「おわりに」においても、このような点についてしっかりと書かせていただきました。
- 森川部会長 ありがとうございます。

それでは、泉本先生、お願いいたします。

- 泉本委員 泉本です。ありがとうございます。質問なんですけれども、1つは、先ほど未整備地域というのが17万世帯ということで、これは国からの補助金のほうが入っているというお話もあったんですけど、日本で今現実、800万世帯以上の空き家が生まれちゃっているんですけど、その中で未整備が17万というのはどのような。800万と17万とが別のところでカウントされているのかなとは思いますが、この辺のところ、結局100%はいつまで行っても、追っかけても追っかけられないのではないかと。空き家になっていくほうが多いんじゃないかなというのが一つありまして、ここ最終形をどのようにお考えなのかなというところが1点と、それから、結局、赤字の計算はモデルで計算するので、本当に赤字かどうかというのはなかなか事業者さ

んも、財務諸表がどこまで区分しても区分し切れない単位になっていますので、なかなか赤字と赤字でないところが分からないんですけれども、このモデルで幾らというところを結局、赤字でしょう、おたくはこの部分はというところで交付金の対象になっていくのかなと思ったんですけど、最終的に交付をすることによって事業者さんがどのような財務諸表になったかという報告ですね、その後の報告というのをどういうふうにいただくのか。また、それをどのように検証していくのかというところを御説明いただけたらなと思いました。よろしく願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございます、泉本先生。それでは、柳迫調査官、お願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官　泉本先生、御質問ありがとうございました。まず、空き家が800万世帯あるということと、未整備地域の17万世帯の関係ですけれども、この世帯カバー率というのは、実際に今ある世帯に対する、ブロードバンドサービスが提供可能な世帯の割合を示したものです。2022年3月末の見込みの数字では、F T T Hの世帯カバー率が99.7%、未整備世帯数が約17万世帯でございます。これをどこまでやっていくのかということですが、今年3月に総務省で公表した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」では、2027年度末までにF T T Hの世帯カバー率を99.9%にしていくという目標を掲げてございます。今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度がこの目標達成に資するものと考えているところでございます。

次に、一般支援区域と特別支援区域を特定するに当たり標準モデルを活用していく点につきましては、実際に町字単位で事業者のコストを精緻に出していくということが現実的になかなか難しいということで、標準モデルの下で赤字地域と大幅な赤字地域というのを出していくというものでございます。他方で、第二種交付金の支援対象者の要件としましては、一般支援区域につきましては、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字であることが必要であるため、その点について第二号基礎的電気通信役務収支表で確認する必要があります。また、特別支援区域につきましては、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字の事業者であっても支援対象となりますが、黒字の場合は、支援対象が新規整備や民設移行した電気通信回線設備に限定することについて本日も議論されたところであり、この場合も第二号基礎的電気通信役務収支表で確認する必要があります。第二種適格電気通信事業者の指定を受けるに当たっては、第二号基礎的電気

通信役務の収支の状況を公表していることが要件になっております。そのため、第二号基礎的電気通信役務収支表の中で交付金額も確認できるように検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○泉本委員　ありがとうございます。補填された後、収支が改善されたかどうかの見方がかなり大ざっぱなP/Lの区分だと思imasるので、その辺のところをどのように御報告いただくのか、今後しっかり見ていただけたらなと思imasるので、よろしくお願いたします。

○柳迫事業政策課調査官　ありがとうございます。

○森川部会長　泉本先生、ありがとうございます。

それでは、ほかの先生方から何か御質問等ござimasるか。いかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、現在、定足数を満たしておますので、先ほどいただいた御説明を了承し、お手元の資料の64-1-1の報告書、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」、こちらの報告書を当部会の答申（案）といたしまして、こちらにつきまして広く国民の皆様から御意見を募集するパブコメをかけるということにさせていただきたいと思imasますが、いかがでしょうか。御異議がある場合にはチャット機能でお知らせいただけますか。よろしいですか。

（異議の申出なし）

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、この報告書（案）につきまして意見募集することとし、意見募集の期間や手続につきましては事務局に一任したいと思imas。ありがとうございます。

本日はお忙しいところ、三友先生、いらしていただきましてありがとうございました。

○三友専門委員　どうもありがとうございました。

○森川部会長　ありがとうございました。

閉　　会

○森川部会長　それでは、本日の議題は以上となります。委員の皆様方から何かござい

ますか。

事務局から何かございますでしょうか。

○久保田総合通信管理室長 特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上にて終了といたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。